

保護者・保証人 様

静岡県立沼津視覚特別支援学校長

出席停止についてのお知らせ

下記の感染症は学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止を指示することとなっています。病状が回復し登校を開始するときには、必ず医師の診断を受け「登校許可証明書」を提出してください。なお、病院等に出席停止にともなう様式がある場合には、その様式でも構いません。

<学校において予防すべき感染症の種類> (疑われる感染症)

第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群 (SRS)、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ
第 2 種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)、風疹、水痘 (水ぼうそう)、咽頭結膜熱 (プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 他)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 (はやり目)、急性出血性結膜炎、その他の感染症

.....きりとり.....

登 校 許 可 証 明 書

静岡県立沼津視覚特別支援学校長 様

部 年 氏名 診断名

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

指導事項

上記のものの病気は感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日
医師名 印